
令和2年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日

1. 令和2年度 事業報告書
2. 令和2年度 財務諸表
＜参考＞ 令和2年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)
3. 監事「監査報告書」(写)
4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 令和2年度事業報告書

Ⅰ 総括的概要	1
Ⅱ 事業実施状況	
1. 容り法に基づく再商品化業務の着実な遂行	7
2. 再商品化業務の適切かつ効率的な推進	9
3. 再商品化事業を取り巻く環境変化への適時適切な対応	15
4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進	16
5. 市町村への資金拠出	18
6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化	19
7. 商工会議所・商工会への業務委託	23
8. 関係主体間の連携の強化	24
9. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進	24
10. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	25
Ⅲ 会議開催状況	
1. 第1回定時理事会・定時評議員会	26
2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会	32
3. 第2回定時理事会・臨時評議員会	34
4. 監事会	40
5. 常設委員会	41
6. 再商品化見通し等報告会	43
7. その他諸会議等	44
Ⅳ 組織（令和3年3月31日現在）	
1. 組織図	45
2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	46
3. 常設委員会委員	48

2. 令和2年度財務諸表

(1) 貸借対照表	57
(2) 正味財産増減計算書	58
(3) 正味財産増減計算書内訳表	60
(4) キャッシュ・フロー計算書	62
(5) 財務諸表に対する注記	64
(6) 附属明細書	66
(7) 財産目録	67
<参考> 令和2年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	68

3. 監事「監査報告書」（写）

73

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

75

別紙1 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	53
別紙2 令和3年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（令和2年度）	55

令和2年度

事業報告書

I 総括的概要

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界同時流行）により、国内外の経済社会が甚大なダメージを受けて低迷する中、わが国では人の移動制限や所謂三密防止対策等の対応を図りながら、同時に社会経済活動の水準を引き上げるという未曾有の取り組みを社会全体が経験した。

令和2年4-6月の実質GDP成長率は、▲8.3%（年率換算▲29.3%）とリーマンショック時を上回る水準に下落し、年度後半に回復したものの令和2年度の成長率は▲4.6%と比較可能な1995年度以降では最低の数値となった。

また、諸外国の廃棄物輸入規制によって、国内に滞留する廃棄物量が増えるとともに良質な廃棄物の国内流通量が増加する、あるいは経済停滞等に伴い国内外における繊維関連をはじめとする再商品化製品の利用製品の需要が縮小するといった現象も見られた。

こうした社会経済動向は、当協会の事業にも相応の影響を及ぼしたと考えられる。

主たるものとしては、①人流抑制（外出・移動の自粛等）に伴うものと思われる家庭からの廃棄物排出量の増加（当協会の市町村からの分別基準適合物引取量は前年度比3.5%増（126万4千トン）、②経済低迷に関連すると思われる再商品化製品需要の縮小（当協会委託先再商品化事業者の再商品化製品販売量／市町村からの引取量の割合は前年度比1.5%減（76.2%）、③外出・移動抑制等に伴う協会業務の見直し（現地検査等の延期・縮小、テレワークの導入、決裁・申請等手続きの電子化など）が挙げられる。

令和2年度は、上記のとおり国内外における社会経済動向の大幅な変動がある中でも、継続的な①市町村からの分別基準適合物の引渡し、②特定事業者等からの委託・再商品化実施委託料の納付、③再商品化事業者の日常業務の遂行など、関係者の多大なるご協力により、分別基準適合物の再商品化という当協会の根幹事業を着実に実施することができた。

具体的な取り組みは以下のとおりである。

【外部環境変化への対応】

リサイクルに関する海外の動向を見ると、中国においては2017年末から「輸入廃棄物管理リスト」の改定により廃棄物の輸入規制が段階的に拡充され、2021年1月には固体廃棄物の輸入は全面的に禁止された。また、東南アジア諸国においても、輸入許可証の発給停止、輸入許可基準の厳格化など輸入制限が強化されている。

こうした中、日本のプラスチックくずの2020年（1～12月）の輸出数量は82万1千トンになり、中国が輸入規制を開始する前の2017年（143万1千トン）と比較すると3年間で61万トン＝4割強も減少している。

加えて、バーゼル条約の改正附属書が2021年1月1日から発効し、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とすることとなったことも、プラスチックくずの輸出動向や市場動向に影響を与えているものと考えられる。

こうした諸外国の廃棄物輸入規制等に伴い、国内に滞留する廃棄物が増えるとともに、良質の産業廃棄物等の国内流通量が増加し、それによって容器包装廃棄物の再商品化製品の需要が縮小していることも考えられる。

また、前述の通り新型コロナウイルス感染拡大との関連が推察される、家庭からの廃棄物排出量の増加、再商品化製品需要の縮小などに伴い、再商品化委託料の上昇が見られた。影

響を大きく受けたPETボトルの再商品化事業者に関しては、有償分支払猶予施策や保管場所追加対応などを実施した。

この他、プラスチック資源循環戦略の実現に向け、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」及び「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、政府においては2021年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出している。同法案では、市町村が分別収集するプラスチック使用製品廃棄物を当協会ルートで再商品化することができるとしており、当協会では新たな制度に関する令和3年度からの検討・準備に向けた情報収集などに努めた。

【適正かつ効率的な再商品化事業の遂行に向けた取り組み】

再商品化事業者の業務管理については、ガラスびん、PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の4素材とも、基本的に再商品化実施と製品販売の実績に関する月次報告の精査と現地検査を中心に行っている。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じている。また、現地検査においては再商品化の遂行状況のみならず、安全・衛生管理、法令順守についての指導・アドバイスも行っている。

一方、再商品化製品の品質向上や残さの削減等に向けては、分別基準適合物の品質調査を行い、その品質改善に向けた当該引取対象市町村への取り組みの要請、アドバイスを行うとともに、引取市町村数と引取量の拡大に向けた周知、広報を行っている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、再商品化事業者への現地検査や市町村の品質調査について、回数・人数・時間の制限、検温・マスク着用・消毒等の感染防止対策を徹底しつつ、必要最小限の範囲で行った。また、今次のような緊急事態にも対応すべく、ウェアラブル機器（カメラ、マイク、ヘッドフォン等）とコンピューターを活用したリモート調査など新たな調査方法についても試行している。

特定事業者から要望の強いプラスチック製容器包装の再商品化の入札制度に関しては、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容などの運用を継続的に実施した。より適正な入札制度に向けては、総合的評価の評価項目と再商品化製品の利用実態および利用事業者のニーズ等に関する調査結果を踏まえた検討を行い、総合的評価をはじめとする入札制度の見直しの必要性を主務省及び品質検討委員会有識者に説明した。

このほか、市町村からの引取量が前年比で3.5%増加した一方、再商品化製品の販売が低迷したことにより、原材料もしくは再商品化製品の在庫量が拡大し保管場所の確保が厳しい事業者の実態も明らかになった。対象事業者には新規保管場所の確保を促し、早急な保管場所の追加登録を実現した。

【リチウムイオン電池等混入事故防止に向けた取り組み】

直近の5年間で、リチウムイオン電池等の発火危険物の廃棄物への混入による発煙・発火トラブルが急増し国内のリサイクルにおける大きな問題となっており、プラスチック製容器包装のリサイクルにも極めて深刻な影響を及ぼしている。

当協会登録のプラスチック製容器包装の再商品化事業者に関しては、リチウムイオン電池等が原因と思われる発火・発煙トラブルが、令和2年度285件（前年度301件）と前年度よ

りは減っているものの、依然として高止まりし予断を許さない状況が続いている。火災事故により事業撤退に追い込まれたというケースもあり、事業者への影響は甚大である。

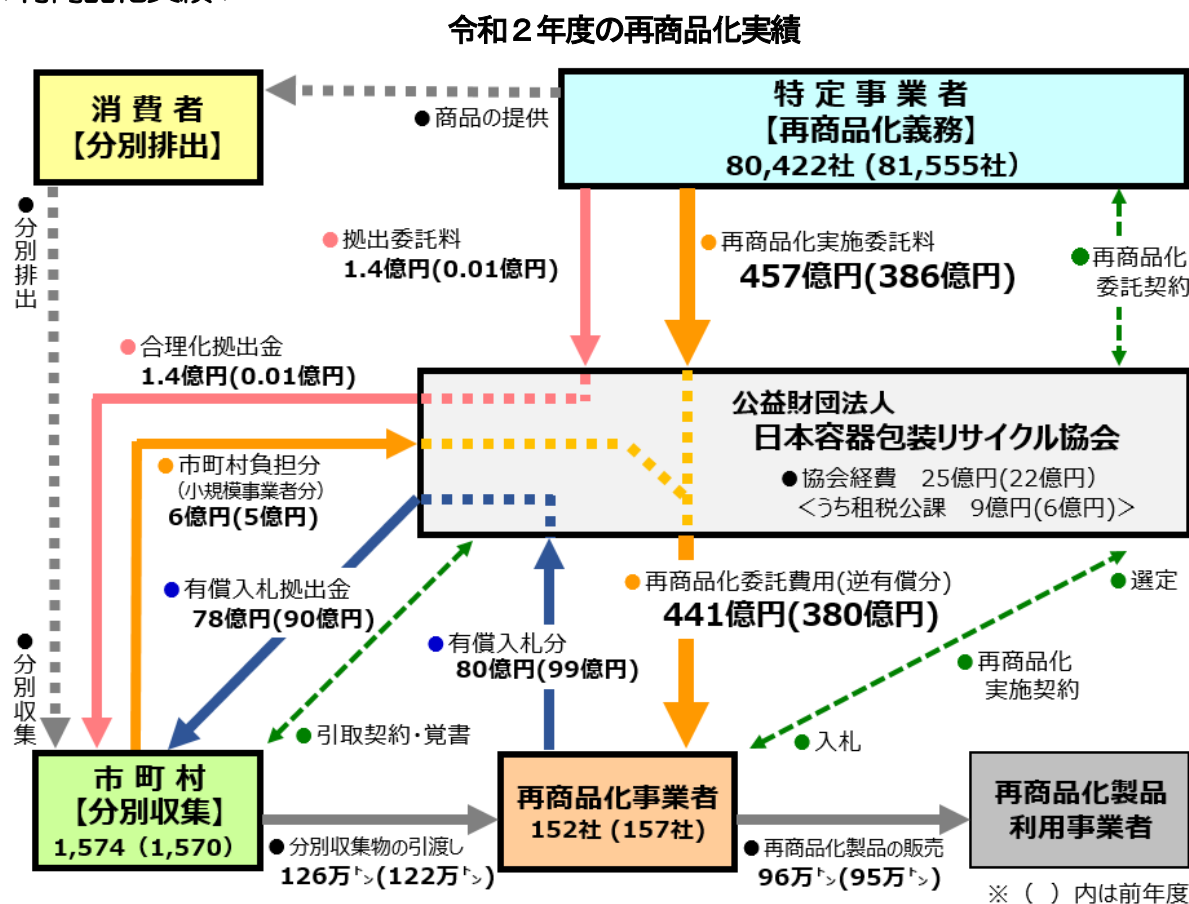
当協会では、平成30年度からこの対策に注力しており、令和2年度には「リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020年版」を作成し、全国の市町村及び中間処理施設向けに周知するとともにホームページに公開した。その結果、多くの市町村から対策に対する問い合わせがあり、問題点の共有と事例の活用を図ることができた。

【再商品化義務履行の確保、周知・広報活動の強化】

容器包装リサイクル制度が導入されて既に25年が経つものの、未だに再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると思われ、義務履行に向けたアプローチを強化し継続的に行っている。令和2年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、372社(前年度513社)から約6億6千万円(同約6億9千万円)の支払いを得た。

このほか、持続的な容器包装リサイクルの推進には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、そのための広報・啓発活動も積極的に行った。容器包装のリサイクルは、その多様な各関係主体(消費者、市町村、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者など)によるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた活動の一環でもあり、リサイクル事業とその成果、各関係主体の先進的・効果的な取組事例、関連する国内外の動向などを、より分かりやすく具体的に周知すべく、主にホームページや機関紙などを活用して広報活動に努めた。

《再商品化実績》



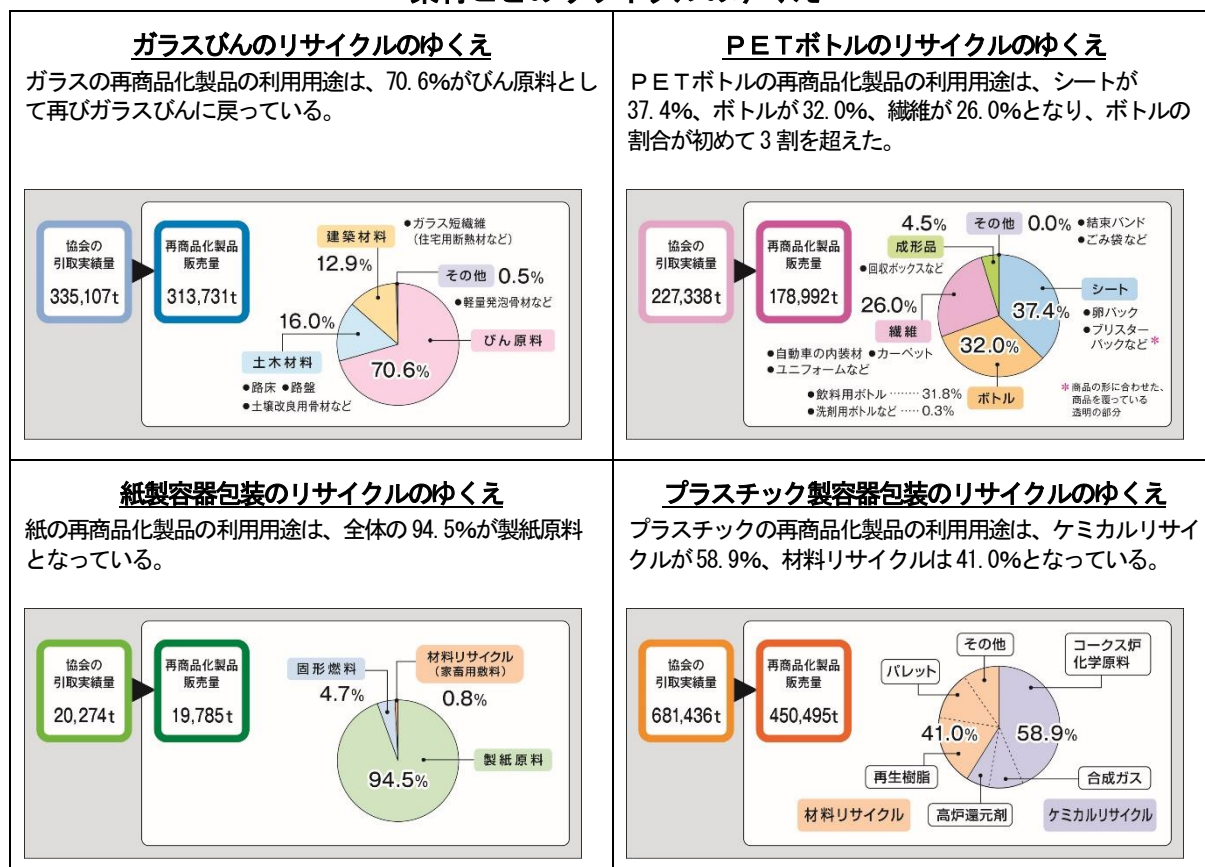
令和2年度に、当協会が再商品化義務履行の代行を受託した特定事業者数は、80,422社と3年度ぶりに減少（前年度比▲1,133社）している。時系列的に推移をみると、大きな動きとしては、平成17年度に7万社を超え、ちょうど10年後の平成27年度に8万社台に達し、その後はほぼ横ばいの状況となっている。

また、令和2年度の特定事業者の再商品化実施委託料（精算後の確定額）は、約457億円（令和元年度386億円）であり、委託申込時点での受託量は149万1,765トン（同155万1,176トン）、受託金額は498億6,074万円（同483億3,911万円）であった。

市町村からの4素材合計の分別基準適合物の引取量は、1,574市町村（令和元年度は1,570）から、126万4,155トン（同122万958トン）となり、前年度比で3.5%増加し過去最多となっている。引取量推移をみると、平成16年度に初めて100万トンを超え、平成20年度に110万トン台、平成23年度に120万トン台に達し、それ以降はほぼ横ばいの状況にある。

他方、再商品化製品販売量は96万3,003トン（令和元年度94万8,358トン）であり、分別基準適合物の引取量よりもその増加率（1.5%）は低くなっている。販売量の拡大は引取量の増大と同時に持続的な再商品化事業にとって重要な課題であり、当協会としても再商品化製品に関する広報活動等を通じて販路拡大等の支援を行っている。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は100%にならない場合や小計値が異なる場合がある。

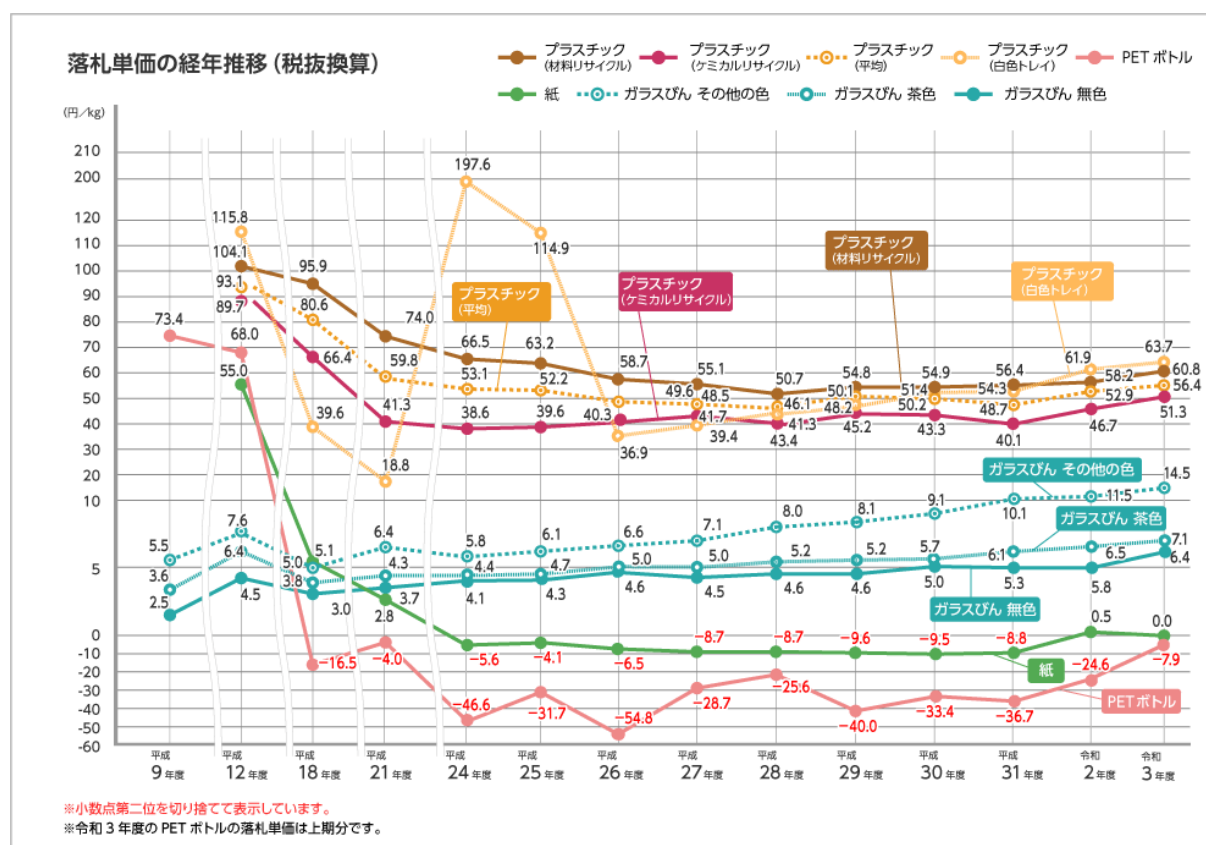
《入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

登録審査に合格した事業者を対象に、令和2年12月～令和3年1月（PETボトルは令和3年1～2月）にかけて、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとに令和3年度落札事業者（ガラスびん49社、PETボトル＜上期＞41社、紙44社、プラスチック35社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和3年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7～8月に入札選定を行う。（次表に掲載の令和3年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-10～11参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



令和3年度分の落札単価は、プラスチック容器包装全体で2年度分比6.6%（3,478円）上昇し、56,415円/トンとなった。全ての手法で落札価格は上昇したが、特に、ケミカルリサイクルのガス化（48,992円/トン（前年度分比+24.4%・+9,603円））および高炉還元剤化（40,992円/トン（同+14.4%・+5,145円））での上げ幅が大きかった。材料リサイクルは60,816円/トンで同4.5%（2,605円）の上昇であった。

PETボトルに関しては、令和3年度上期の落札単価は▲7,923円/トンとなり、逆有償比率は23.3%となった。平成元年度までは通期の逆有償割合が5%前後（元年度6.1%、平成30年度2.5%）であったが、平成2年度下期に一気に25.0%と跳ね上がり2年度通期では13.5%となっている。

大幅な逆有償化の主な要因は、①新型コロナウイルス感染拡大に伴うと思われる需要の縮小、②原油価格とそれに伴うPETレジン（バージン材）価格の下落、③輸出の減少、などにより再商品化製品の需給バランスが大きく崩れたことが考えられる。

なお、令和2年度分に関しては、結果として再商品化委託料（逆有償分）の支出が増える（＋9億円強）一方、有償入札による収入が減り（▲14億円弱）、特定事業者に対する約15億円の追徴が余儀なくされることとなった。

Ⅱ 事業実施状況

容リ法第21条に基づく指定法人として、また公益財団法人として、令和2年度においても、①特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業と、②再商品化事業の推進に資するための i 情報の収集・提供、ii 調査研究、iii 説明会の開催、iv 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的は、これら事業の実施によって廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和2年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

1. 容リ法に基づく再商品化業務の着実な遂行

指定法人である当協会が実施する再商品化業務は、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者および容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から容器包装の再商品化義務履行の代行を受託したものと、市町村から小規模事業者分の容器包装の再商品化を受託したものである。

具体的には、特定事業者等から支払われる再商品化実施委託料（小規模事業者分は市町村が負担）によって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の4素材の容器包装の再商品化（リサイクル）を行うものである。

令和2年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別基準適合物	2年度分別収集計画量 (a)	2年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	2年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	287 (314)	184 (176)	184 (176)	95 (96)	174.80 (168.96)
ガラスびん (茶色)	230 (257)	156 (158)	156 (158)	84 (84)	131.04 (132.72)
ガラスびん (その他)	191 (198)	123 (151)	123 (151)	90 (89)	110.70 (134.39)
PETボトル	312 (290)	413 (384)	312 (290)	100 (100)	312.00 (290.00)
紙製容器包装	100 (115)	205 (259)	※30 (32)	99 (99)	※29.70 (31.68)
プラスチック製容器包装	726 (759)	1,016 (1,461)	726 (759)	99 (99)	718.74 (751.41)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の令和2年度、元年度の再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（2年度70千トン、元年度83千トン）を差し引いた量（※2年度30千トン、元年度32千トン）に、特定事業者責任比率（d）をかけたもの。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和2年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価＜消費税抜き＞
ガラスびん	無色	4,300 円 (4,300 円) / トン
	茶色	5,900 円 (6,000 円) / トン
	その他の色	13,700 円 (11,600 円) / トン
P E T ボトル		3,200 円 (2,000 円) / トン
紙		13,000 円 (12,000 円) / トン
プラスチック		49,000 円 (46,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化義務履行の代行を受託

当協会では、特定事業者から再商品化義務履行の代行を受託するため、特定事業者が製造・利用または輸入した容器や包装の使用量に基づいて、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて、再商品化委託申込を受け付けた。

令和2年度に特定事業者から受託した再商品化義務履行の代行実績は、次の通り。

令和2年度再商品化義務履行の代行の受託実績（特定事業者分） () 内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (トン)	受託金額 (千円)	消費税込
ガラスびん	2,992 (3,053)	343,715 (360,160)	2,710,477 (2,698,803)	
無色	2,562 (2,608)	146,934 (144,559)	694,997 (677,545)	
茶色	1,300 (1,324)	110,723 (115,466)	718,590 (755,146)	
その他の色	1,072 (1,089)	86,058 (100,135)	1,296,890 (1,266,112)	
P E T ボトル	1,224 (1,222)	263,109 (263,568)	926,144 (574,578)	
紙	66,852 (67,603)	35,523 (36,185)	507,700 (472,908)	
プラスチック	79,031 (80,092)	849,418 (891,263)	45,716,418 (44,592,820)	
合 計	80,422 (81,555)	1,491,765 (1,551,176)	49,860,739 (48,339,108)	

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）や新聞販売所等も個店（1社）としてカウントしている。

2. 本表の実績は、令和3年3月末日現在、確定精算前の数値。

(2) 市町村負担分の再商品化受託実績

容器包装のリサイクル義務の対象外となっている小規模事業者（容リ法第2条第11項の四）に係るリサイクル費用は、市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係るリサイクルの実施契約を締結し、令和2年度再商品化委託単価に基づいて、市町村からリサイクルを受託・実施した。なお、P E T ボトルの製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンでリサイクル費用は発生しない。

令和2年度再商品化委託申込みの受託実績（市町村負担分） () 内は前年度

素 材	受託量 (トン)	受託金額 (千円)	消費税込
ガラスびん	30,711 (30,364)	289,885 (264,544)	
無色	4,659 (3,712)	22,038 (17,398)	
茶色	14,539 (14,725)	94,360 (96,277)	
その他の色	11,512 (11,927)	173,487 (150,869)	
P E T ボトル	0 (0)	114 (※ 121)	
紙	197 (202)	2,822 (2,641)	
プラスチック	5,480 (5,081)	295,393 (254,781)	
合 計	36,388 (35,646)	588,214 (522,087)	

(備考) 本表の実績は、令和3年3月末日現在の年度締め時点での数値。

※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

(3) 市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国 1,741 の市町村（令和 3 年 3 月 31 日現在、東京 23 区含む）のうち、1,574（前年度 1,571）と令和 2 年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国で 1,627（前年度 1,626）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの入札を受け付け、その入札によって素材ごとに選定された再商品化事業者（2.（1）②参照）にリサイクル業務を委託した。

令和 2 年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん 335,107 トン（前年度比 102.0%）、PET ボトル 227,338 トン（同 104.7%）、紙製容器包装 20,274 トン（同 97.8%）、プラスチック製容器包装 681,436 トン（同 104.1%）、合計 1,264,155 トン（同 103.5%）であった。

詳細は、別紙 1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金および抛出委託料金の精算

令和 3 年度においては、令和 2 年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和元年度の抛出委託料金の精算も行なう。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和2年度予定実施委託料金}}{\text{令和2年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和元年度予定抛出委託料金}}{\text{令和元年度再商品化予定抛出委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

なお、PET ボトルの再商品化実施委託料金に関しては、令和 2 年度は前述のとおり逆有償比率が急激に上昇し 13.5%となったことから追加徴収が必要となり、令和 3 年度でその精算を行うこととなった。

2. 再商品化業務の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

①令和 3 年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和 3 年度入札に参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和 2 年 7 月に募集、8～10 月に書面審査、現地審査を行った。その後、11 月には、弁護士と消費者代表に外部監査人として臨席いただき登録審査過程の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し登録事業者を決定した。

なお、各事業者の審査は、再生処理施設の能力、リサイクル製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マ

ニユアル等に基づき行った。財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

②再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録された事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。令和3年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下の通りである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。

令和3年度に関しては、上期分入札を令和2年1～2月に実施し（他素材よりも入札締切を7日間遅らせた）、下期分入札については令和3年7～8月に行う予定である。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	55社 (56社)	55社 (56社)	49社 (47社)
紙	52社 (52社)	52社 (52社)	44社 (44社)
プラスチック	46社 (50社)	46社 (47社)	35社 (35社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(令和3年4月)。
2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

ロ) PETボトル (3年度上期分)

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	45社 (46社)	45社 (46社)	41社 (41社)	—(41社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(令和3年4月)。
2. 令和3年度下期入札は、令和3年7～8月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和3年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、令和3年3月末現在)

上記②の入札による令和3年度再商品化事業の落札単価は、下記表の通りである。

落札単価の低減に向けて、特にプラスチック製容器包装については、平成30年度以降の入札において、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を漸次導入している。また、令和2年度再商品化事業者の入札からは、落札可能量の減量申請は原則として認めないこととしている。

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和3年度（a）	令和2年度（b）	前年度比（a－b）
無 色	6,449	5,752	697
茶 色	7,127	6,462	665
その他の色	14,485	11,531	2,954
ガラス全体	9,821	8,199	1,622

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）			
	令和3年度 上期分 （a）	令和2年度 上期分 （b）	対前期 （a－b）	【参考】 令和2年度 下期分
PET 全体	-7,923	-43,418	35,495	-1,760
有償分	-23,648	-46,751	23,103	-18,589
逆有償分	43,774	34,369	9,405	48,684

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和3年度（a）	令和2年度（b）	対前年度（a－b）
紙全体	16	511	-495
有償分	-4,246	-3,525	-721
逆有償分	9,543	8,958	585

二) プラスチック製容器包装

＜プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和3年度（a）	令和2年度（b）	対前年度（a－b）
材料リサイクル（白色トレイ）	63,701	61,865	1,836
材料リサイクル（白色トレイ以外）	60,816	58,211	2,605
油化	-	-	-
高炉還元剤化	40,992	35,847	5,145
コークス炉化学原料化	53,427	50,669	2,758
合成ガス化	48,992	39,389	9,603
プラスチック全体	56,415	52,937	3,478

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

（備考） 1. 緊急避襲的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札には参加できない。

2. 高炉還元剤化およびコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

（２）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

前述の通り、再商品化事業者の事業環境は極めて厳しい状況にあり、当協会の登録事業者数の減少傾向に歯止めがかからない。容器包装リサイクルを持続的に遂行していくためには、市町村からの引取量に対応した再商品化能力と事業者の確保が不可欠であり、当協会として以下のような取り組みを行った。

- ・複数回の再商品化能力調査を行い、能力の制限要因を把握した。

主な要因は、①人員不足、②残渣処理単価上昇、③再商品化製品販売不調、④リチウムイオン電池発火等であった。これらの課題について、国等との協議を通じ課題解決に向けた検討を行っている。

- ・市町村中間処理施設を運営している民間事業者や全国の産業廃棄物中間処理事業者等との連携により、新規登録申請を希望する事業者に対する相談等のサポートを行った。具体的には、数年以内に新規登録申請を予定する事業者も複数社出てきており、今後も取り組みを継続する。

また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続をはじめ再商品化に係る業務手続きの簡素化を促進すべく、提出・提供いただく事業者関連書類、施設関係書類、法令遵守に関わる書類等の合理化を行った。

この他、現地検査等に派遣する技術顧問等による再商品化事業者への安全・環境等に関するアドバイスの拡充を図った。

（３）再商品化業務の運用見直し等のフォローアップ

再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検を行った。

PETボトルに関しては、「ペットボトルリサイクルの在り方検討会（平成29年度設置）」での検討結果を踏まえ、平成30年度から①入札時期の変更、②ベール品質に関する新評価基準の適用を開始し、令和元年度からさらに新3ヵ月ルール（ベール引き取り後、3ヵ月以内のフレークの製造および6ヵ月以内の販売の義務化）を導入・実施しており、新たなルールに基づく再商品化実施状況の確認を行いつつ円滑着実な事業遂行を図っている。

また、各素材とも再商品化事業者の落札結果詳細の公表時期の早期化にも引き続き努めている。なお、令和2年度には、各事業部における再商品化事業者に対する再商品化委託

費用の支払いに関する適正性の確保や更なる効率化等を図るべく、内部監査（第3回臨時監査：臨時監査は概ね3年に1回実施）を行った。

（4）厳格なベール品質調査等の実施と適切な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すため、当協会がリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、毎年度、「品質調査」を厳格に実施し品質改善に向けたアプローチを行っている。しかしながら令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、実際の現場検査は必要最小限のものに留めざるを得なかった。素材ごとの取り組みは次のとおり。

① ガラスびん

令和2年度においては、ガラスびん3R促進協議会や再生処理事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうえ、収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と再商品化における残渣の削減による収率の向上を図った。

② PETボトル

令和2年度のベール品質調査では889カ所を実施したところ、総合判定Aランク846カ所（95.2%）、Bランク32カ所（3.6%）、Dランク11カ所（1.2%）となり、丸ボトルは11カ所（1.2%）であった。

なお、平成30年度から変更したベールの品質ガイドラインおよび品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった105カ所の保管施設全てについて調査した。その結果は、Aランク103カ所（98%）、Bランク0カ所（0%）、Dランク2カ所（2%）であり、概ね良好であった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

④ プラスチック製容器包装

イ）ベール品質調査：依然リチウムイオン電池の混入によるトラブルが多発

令和2年度においては、保管・中間処理施設741件中454件（61.3%）の調査を実施した。残り287件については新型コロナウイルス感染拡大に対応し、次のような判断基準に基づき未完に終わった。

以下3点のいずれかに該当する都道府県、エリア、地域（以下、地域等）への品質調査については中断することとする。

- 政府が当該都道府県またはエリアに緊急事態宣言を発出した地域等
- 政府の新型コロナウイルス分科会が示す4つのステージと6つの指標において、「ステージ4」となった地域等
- 病床使用率が「ステージ3」で45%を超え、かつ他の5つの指標中2つが「ステージ4」に達している地域等

調査を完了できた454件の内、容器包装比率評価では56.6%（257件）の市町村で平均0.13%の改善が見られ、破袋度評価では90.7%（412件）の市町村で維持改善を確認した。また、禁忌品混入評価は58.8%（267件）で昨年並みであった。

また、禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙、発火が、令和2年度においては285件と依然として多発し深刻な課題となっており、継続的な対応が必要となっている。

具体的な取り組みとしては、「リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020 年版」を作成し、全国市町村及び中間処理施設向けに発信するとともにホームページにも公開した。その結果、多くの市町村に問題の共有と事例活用を図ることができた。

ロ) 市町村での「出前講座」の実施等

平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール品質向上に向けて、市町村担当者及び廃棄物減量等推進員などを対象に協会スタッフが現地に出向いて行う「出前講座」(テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施しており、令和2年度は、8市町村等で開催し213名の参加を得た。

令和2年度「出前講座」の開催実績

No.	都道府県	市町村事務組合等	対象	実施日	参加者数 (人)
1	東京都	日野市	中間処理施設	9/8	25
2	東京都	産業資源循環協会	協議会関係者募集	9/14	15
3	大阪府	東大阪市地域婦人団体協議会	協議会関係者	9/18	40
4	京都府	電池研究会	研究会関係者	11/20	25
5	京都府	城南衛生	中間処理施設関係者・市民代表者	11/26	35
6	奈良県	三宅町	役所職員・一般市民	11/28	68
7	東京都	東京都産業資源循環協会	協議会関係者	12/2	15
8	岩手県	産業資源循環協会 (WEB開催)	循環協議会関係者・県職員等	1/25	25
	合計				213

1回の開催時間：2時間30分～3時間

・内容＝(1)「DVD出前講座」の上映、(2)補足説明、(3)DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版上映、(4)質疑応答、処理施設現場での説明。WEB開催もあり。

(5) 環境負荷データや市場動向等に関する効果的な情報発信

① ガラスびん

「市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷」に関する調査(平成27年度実施)の結果を、市町村訪問や市町村説明会、再生処理事業者向けの説明会等の機会を通じて周知した。また、それによりガラスびんカレットを利用した場合の環境負荷の低減効果をPRし、ガラスびん引取量の拡大を要請した。

② プラスチック製容器包装

令和元年度の環境負荷データについて公表し、協会ホームページを通じて周知に努めた。

(6) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

当協会の基幹システム REINS による、特定事業者からの再商品化委託申込みや市町村からの分別基準適合物の引き渡し申込みに関するオンラインの活用は、特定事業者向け説明会・個別相談会をはじめ、様々な機会を通じた利便性やメリットの周知・広報によって、年々着実に進展している。

具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成20年度約24%であったのに対し、令和2年度においては約70%に達している。一方、市町村の令

和2年度利用率は約94%となっている。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係でオンライン利用率は100%となっている。

また、オンライン申込においては、特定事業者が自らの過年度の申込内容を確認できることから、適正な申込の促進にも寄与している。

3. 再商品化事業を取り巻く環境変化への適時適切な対応

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴うと思われる再商品化事業への影響に関する対応

新型コロナウイルスの感染拡大との関連が推察される、家庭からの廃棄物排出量の増加や再商品化製品需要の縮小などに伴い、再商品化事業者には大幅な販売落ち込みと厳しい資金繰りに直面する状況が見られた。

特に変動が大きかったのはPETボトルであり、4月より契約再商品化事業者に対して電話におけるヒアリングと1回/月の頻度で書面によるアンケート形式により状況把握に努めた。その結果、一部の事業者で大きく販売が落ち込み資金繰りが厳しい状況が明らかになったことより特例的に当協会への有償分支払期限の猶予を認めた。具体的には8社・26件の猶予申請があり、支払計画等の審査を経て承認し、猶予期限内に全社の納付が完了している。

また、市町村からの引取量増加の一方、再商品化製品の販売低迷により、原材料や再商品化製品の在庫量が増大し、保管場所の確保が困難な事業者の実態も明らかになった。これらの事業者には新規保管場所の確保を促し、早急な保管場所の追加登録を実現した。

この他、急激な状況変化のため上期に5事業者・19市町村分の引取辞退が発生したが、代替事業者の選定により引取が滞ることは防止した。引取辞退の総量は1,428トンとなり上期引取予定数量120千トンの約1.2%となった。

こうした状況の下、PETボトルの再商品化委託単価にも大きな変化が生じた。過去10年間ほとんどの年度で95%超であった有償分割率が、令和2年度は上期分95.9%から下期分は75.0%と大きく減少している。これは逆有償分の増加ということでもあり、2年度下期逆有償分の引取量は約2万6千トン（上期は5千トン）となり、委託料の支払総額は約13億7千万円（予算比2.8倍）となっている。結果として、再商品化委託料（逆有償分）の支出が増える（+9億円強）一方、有償入札による収入が減る（▲14億円弱）ことから、令和2年度においては、特定事業者に対する約15億円の追徴が余儀なくされた。

(2) 輸出入規制はじめ国内外の政策動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

中国は、2017年以降「輸入廃棄物管理リスト」の改定によって、輸入禁止品目を段階的に拡大し、2021年1月には固体廃棄物の輸入を全面的（従前の輸入禁止80品目に加え輸入制限32品目全てを対象）に禁止した。

また、タイやインドネシアなど東南アジア諸国においても、輸入許可証の発給停止、輸入許可基準の厳格化など輸入制限が強化されている。

こうした中、日本のプラスチックくずの2020年（1～12月）の輸出数量は82万1千トン、前年比で▲7万7千トン・▲8.6%（2019年89万8千トン）となった。中国が輸入規制を開始する前の2017年（143万1千トン）と比較すると▲61万トンと直近3年間で▲42.7%の減少が見られる。

古紙については、2020年（1～12月）の輸出数量は318万8千トンと、前年比で+4万7千トン・+1.5%の微増（2019年314万1千トン）となっているが、11月以降は減少傾向に

あり 2021 年に入ってから前年同月比 3 割強の減少が続く一方、輸出単価は高騰しつつある。

この他、バーゼル条約（締約国数 186 カ国、EU 及びパレスチナ）の改正附属書が 2021 年 1 月 1 日から発効し、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とすることとなったことも、プラスチックくずの輸出動向や市場動向に影響を与えていると考えられる。

こうした諸外国の廃棄物輸入規制等に伴い、国内に滞留する廃棄物量自体が増えるとともに、容器包装よりも良質の産業廃棄物の国内流通量が増加し、それによって容器包装の再商品化製品の需要が縮小している可能性も考えられる。

一方、国内では、プラスチック資源循環戦略の実現に向け、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、2020 年 9 月に「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」そして 2021 年 1 月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を決定している。

その後、政府は、2021 年 3 月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案」を閣議決定し、第 204 回国会（常会）に提出している。

法案では、市町村が分別収集するプラスチック使用製品廃棄物を当協会ルートで再商品化できるとされており、新たな制度に関する令和 3 年度からの検討・準備に向けた情報収集などを行った。

なお、当協会では、令和 2 年度にプラスチック製容器包装および PET ボトルのリサイクル推進関係団体と協働し欧州に視察団を派遣する計画であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を勘案し、派遣を延期することとした。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

（1）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、令和 2 年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」の厳正な適用を行った。

令和 2 年度の危機管理実績としては、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動 8 件（前年度 2 件）、「業務改善指示」の該当案件はなかった（前年度 3 件）が、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を 15 件（同 27 件）発出した。

このほか、「不適正行為通報」いわゆる通報専用窓口を通じて把握した「告発情報」に関しては、令和 2 年度は 2 件（同 3 件）あり適切に対応した。こうした専用窓口に寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることをないよう情報管理を含め慎重な対応を行った。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家と緊密な連携をとりつつ迅速に対応した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害や重大な感染症発生時など万一の事態に備えて策定したBCP（事業継続計画）に関しては、事務局員一人一人の日常的な意識を高めるため、REINSバックアップシステムへの接続作業などの訓練を継続して行ってきた。

特に、令和2年度においては、構築済みのバックアップ環境を駆使し、在宅勤務におけるリモートワークの実施によって役職員の安全を守りながら、通常通りの業務遂行を行うとともに、オンライン会議システムを導入して内部・外部とのミーティングを実施した。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、事務局内ではマスクの着用、消毒アルコールによる手洗いの徹底、アクリル板の設置等を行うとともに、再商品化事業者や中間処理施設等に対しては、ソーシャルディスタンスの確保をはじめ事務局同様の感染防止対策や安全・衛生対策の徹底を周知、依頼した。

（2）再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っており、当協会においても、次に掲げる取り組みを継続的に実施した。

- ただ乗り事業者対策に係る情報提供として、要請に基づき国へ各種特定事業者の申込関連情報データを提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務履行を要請（年2回：令和2年8月、11月）
- 特定事業者間の相互牽制の観点等から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- 全国各地の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会に依頼し、各団体およびその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施
- ただ乗り事業者対策の一環として、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金（実施委託料および抛出委託料）を、当協会ホームページに掲載（平成20年度か

令和2年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、372社（令和元年度は513社）から約6億6千万円（令和元年度は約6億9千万円）となった。

当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料金が未納となっている大口事業者には、顧問弁護士名で支払催告を令和元年度に実施し、その中で分割払いを希望した事業者に対して計画通り支払うよう定期的に督促を行った。また、長期にわたり支払いが滞っていた特定事業者に令和2年9月に民事訴訟を提起し、その後和解に至り分割による支払い

を受けている。また、令和2年度においても大口事業者4社に対し同様の支払い催告の対応を行った。

(3) 再商品化事業者の業務管理の徹底

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査の効率的な実施を通じ適確な事業者管理に努めた。

特に、中国の輸入規制に端を発した残渣問題や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う引取量の増加と再商品化製品の販路縮小など出口側の先細りに注意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の把握に留意した。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人の移動制限等により、現地検査は必要最小限に留めざるを得なかった。

素材ごとに行った現地検査の令和2年度実績は、次のとおり。

令和2年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)			
ガラスびん	23社	25施設	(54社	63施設)
P E Tボトル	6社	6施設	(38社	42施設)
紙	25社	33施設	(32社	39施設)
プラスチック	30社	33施設	(36社	86施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

5. 市町村への資金拠出

(1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

平成20年4月から改正施行された容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金拠出する仕組みである。平成20年度分以降、翌年9月に、該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金拠出を行っている。

3年ごとに行う想定単価の見直しに基づき算出する拠出額は、平成30年度分は約112万円であったが、令和元年度については約1億3,900万円となり、そのほぼ全てがプラスチック容器包装分の拠出であった。

合理化拠出金推移

(金額単位：億円)

	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	令和元年度
ガラスびん	0.24	0.15	0.03	—	—	—	0.22	—	—
P E Tボトル	1.12	0.52	—	1.02	0.12	0.61	0.12	—	—
紙製容器包装	0.13	0.13	0.07	0.02	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00
プラ製容器包装	22.93	18.09	21.17	12.85	16.06	24.38	—	—	1.38
合計	24.43	18.89	21.27	13.89	16.22	25.02	0.35	0.01	1.39

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

P E Tボトルおよび紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入については、引き続き該当する市町村等に対して、引き取り

量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。令和2年度は、1,119市町村等へ約77億7千万円（令和元年度は、1,144市町村等へ約89億8千万円）を拠出した。

また、平成28年度から開始した市町村ごとの拠出情報のホームページでの公表については継続的に行っている。

有償入札に伴う拠出金推移

（金額単位：億円）

	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	令和元年度分	令和2年度分
ガラスびん	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—
PETボトル	79.38	67.88	101.47	65.65	51.68	77.83	73.24	87.69	77.02
紙製容器包装	1.62	1.39	1.72	2.11	2.17	2.31	2.23	2.08	0.66
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	80.99	69.28	103.19	67.78	53.86	80.14	75.47	89.77	77.68

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

（1）指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装のリサイクルに関しては、独自処理により再商品化を行う市町村が、なお少なからずある。指定法人を活用した再商品化の促進を図るべく、そのメリット（＝全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの確実な分別基準適合物の引取保証、有償分拠出金の支払い、消費者への情報提供など）について、ホームページ、会報（容リ協ニュース）、説明会資料等の様々なツールと機会を通じ、具体的かつ分かりやすい周知に努めた。

（2）ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信・公開

持続的な容器包装リサイクルの推進には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与する容器包装リサイクル制度とその運用、更には関係主体の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などを、極力分かりやすく、具体的に周知すべく各種ツールによる広報活動に努めた。

当協会ホームページ（<https://www.jcpra.or.jp/>）の令和2年度のアクセス数は、年間約51万件（前年度比6万件増）と1割強増えている。

また、消費者一般の理解促進に向けて29年度に制作した「容器包装リサイクル1分間動画事典」（素材別に分別排出ルールやリサイクルの流れなどを短時間で分かりやすく解説した動画）を自由にダウンロードのうえ利用できるようホームページに掲載した上で、市町村、教育機関などでの利活用の促進、普及を図った。

加えて、リチウムイオン電池等の混入による事故の抑制・防止に向けて、排出と収集の時点で適正に分別することが極めて有効であることを踏まえ、ホームページや事例集、チラシ、ポスター等を活用した消費者向けの広報活動を強化した。

このほか、ホームページでは、全ての再商品化義務履行者リスト、公表に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金、市町村からの引き渡し量の推移等の情報公開を推進するとともに、容器包装リサイクルの促進による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の長寿化、資源の有効利用促進、関係主体間の連携等）について周知するなど、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

さらに、国民一般に幅広く情報発信を行うため、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を図ったほか、市町村向けの「環境学習など取り組み事例紹介サイト」を拡充すべく、引き続き全国市町村の情報収集に努めた。加えて、ホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル」について、お住まいの市町村で分別収集された資源がどこの会社でリサイクルされ最終的に何に生まれ変わっているのかなど、より分かりやすい内容とし市町村の活用促進に資するよう機能強化した。

（３）メディアやイベントを活用した広報活動の積極展開

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な事業等について、中でも今年度はコロナ禍の影響に関して、広く社会への確に報道されるよう情報提供に努めた。

特に、リチウムイオン電池の混入による事故防止に関しては、消費者の注意喚起が重要であることから、全国新聞紙での記事掲載やエコプロダクツ展、くらしフェスタ東京2020への出展を行ったほか、ホームページ、機関紙での周知・広報にも注力した。

また、情報発信力強化の観点から、容器包装のリサイクルにおいて、分別排出など重要な役割を担っていただいている消費者に向けた広報の必要性を踏まえ、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの内容の拡充等に注力した。

加えて、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、2020日本包装産業展（JAPN PACK 2020）（主催＝一般社団法人日本包装機械工業会）、エコプロ2020（主催＝一般社団法人サステナブル経営推進機構他）をはじめとする、多くのイベントへの後援・協賛・出展などを行った。（P-21～22参照）

（４）会報、年次レポート及び動画による制度等の周知

容リ制度のステークホルダーである特定事業者、市町村、再商品化事業者や国などに対する情報発信を主目的とした会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用商品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体および再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、周知広報が必要な事項のみならず読み手のニーズを反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,000部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的として、「年次レポート」を1万部作成し、各ステークホルダーへの配布のほか、各種説明会、イベント等で活用し、広報の拡充を図った。

啓発ツールとしての広報用動画（DVD）は、市町村・市民向け並びに特定事業者向けのものをホームページのトップに分かりやすく「動画で学ぶ」として配置するとともに、市民向け啓発ツールの「禁忌品混入防止のお願い」については、市町村での積極的な活用を呼びかけた。

（５）各種説明会等による普及・啓発

① 令和３年度登録希望事業者に対する説明会

令和3年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る連絡を、令和2年7月1日付官報等で行った。また、例年は同月中に再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を開催しているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案し開催を中止した。

② 令和３年度事業の実施に向けた市町村説明会

令和3年度事業の実施に向け、当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会については、令和2年度に

においては全国5都市で6回の会場開催を行い、同様の内容の動画を作成し協会ホームページで配信した。

開催地	開催日	会 場	出席者(市町村・一部事務組合数)
札 幌	2年11月9日 13:00～15:00	京王プラザホテル札幌	35名 (34市町村等)
仙 台	2年11月12日 13:00～15:00	ホテルメトロポリタン仙台	17名 (17市町村等)
東 京①	2年11月6日 13:00～15:00	TKP新橋カンファレンスセンター	84名 (84市町村等)
東 京②	2年11月11日 13:00～15:00	TKP新橋カンファレンスセンター	27名 (164市町村等)
大 阪	2年11月10日 13:00～15:00	ホテルマイステイズ 新大阪コンファレンスセンター	77名 (77市町村等)
福 岡	2年11月13日 13:00～15:00	西鉄グランドホテル	58名 (58市町村等)

③ 令和3年度再商品化業務に関する入札説明会

令和3年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会をオンラインと会場の併用にて開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	2年12月17日 13:00～15:00	AP虎ノ門会議室D 及びWEB	63名(48社)
PETボトル	2年12月17日 13:00～15:00	AP虎ノ門会議室B 及びWEB	69名(43社)
紙	2年12月16日 13:00～15:00	AP虎ノ門会議室D 及びWEB	39名(36社)
プラスチック	2年12月16日 13:00～15:00	WEB	59名(38社)

④ 令和3年度の再商品化業務契約事業者の業務手続に関する説明会

令和3年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続に関する説明会については、令和3年3月にオンラインを基本とし会場との併用で開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	3年3月11日 13:30～15:00	協会会議室 及びWEB	56名(45社)
PETボトル	3年3月11日 10:30～12:00	WEB	57名(40社)
紙	3年3月12日 13:30～15:00	協会会議室 及びWEB	41名(35社)
プラスチック	3年3月12日 10:30～12:00	WEB	57名(35社)

(6) 各種関連事業への協力等

令和2年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った環境関連事業等は次のとおり。

主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
2年10月9日～12月9日（オンライン開催）	くらしフェスタ東京2020【WEB交流フェスタ】	東京都消費者月間実行委員会	消費者団体・事業者・行政による展示や販売などを通じて消費生活について楽しく学ぶ（元気ネットと共同）	出展
2年11月25～28日（オンライン開催）	エコプロ Online2020「持続可能な社会の実現に向けて」	一般社団法人サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社	環境を取り巻く多様なステークホルダーにビジネスマッチング、情報収集、環境学習の場を提供	出展
3年1月28日～2月1日（WEB録画配信）	第15回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3Rを推進する	後援
3年2月24～26日（於：東京ビッグサイト）	TOKYO PACK 2021-2021 東京国際包装展	公益社団法人日本包装技術協会	国内外の包装資材、包装機械から包材加工機械、食品機械、関連機器類、環境対応機材、物流機器類を展示公開	協賛
3年3月17～19日（於：東京ビッグサイト）	2021NEW環境展	日報ビジネス株式会社	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一堂に展示、情報発信	協賛
3年3月20日～4月10日（オンライン開催）	こどもエコクラブ全国フェスティバル2021【オンライン】	公益財団法人日本環境協会	子供たちが広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加等を通じて環境問題を解決する力を育成する	出展

主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
2年11月26日（オンライン開催）	「容器包装リサイクル法の紹介」 「容器包装リサイクル協会の活動や容器包装リサイクルの動き」	コンシューマー・グッズ・フォーラム/日本サステナビリティ・ローカル・グループ	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長

3年3月2日 (オンライン開催)	プラスチック容器包装リサイクル の現状と課題	公益社団法人日本包装 技術協会関 西支部	前川 恵士 業務執 行理事・PETボト ル事業部長 桐谷 秀紀 プラス チック事業部付部 長
3年3月30日 (オンライン開催)	「容器包装リサイクル法に関する 日本の取組について」	韓国環境公 団及び環境 再生保全機 構	堀田 肇 業務執 行理事・企画広報部長 駒ヶ嶺 充 企画広 報部専任部長

7. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づき、主として市区域に設置された商工会議所（令和3年4月1日現在で515カ所）の全国組織である日本商工会議所（日商）及び、町村区域に設置された商工会（令和3年4月1日現在で1,648カ所）の全国組織である全国商工会連合会（全国連）に業務委託を行い、そのネットワーク力を活かし効率的に、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。

なお、例年実施している全国主要都市での「特定事業者向け説明会・個別相談会」は新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案し開催を中止した。

〔特定事業者からの再商品化委託申込状況〕

当協会の令和2年度における特定事業者からの「再商品化委託契約申込件数・金額」は、合計で18,057件^{※1}（前年度18,496件）・498億6千万円（同483億4千万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター^{※2}）に申込みを行う特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、令和元年度12,495件（申込件数の67.6%）から令和2年度は12,687件（同70.3%）となっている。

^{※1} コンビニエンスストア等一括代理人契約で本部一括申し込みの場合、本部を1件としてカウント。個店等をカウントした場合は80,422件。申込金額は申込時点での額。

^{※2} OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込情報の入力などの事務処理を行うために設置している組織。

令和2年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数		金 額 (消費税込)	
		18,057 件	(100.0%)	49,860,739,336 円	(100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	3,393 件	(18.8%)	3,674,969,020 円	(7.4%)
	商工会	1,560 件	(8.6%)	528,654,242 円	(1.1%)
	特定事業者から直接	12,687 件	(70.3%)	43,523,434,652 円	(87.3%)
	OPC	417 件	(2.3%)	2,133,681,422 円	(4.3%)

- (備考) 1. 本表の件数では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPCの件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（令和2年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
3. 本表の実績は、令和3年3月末日現在の年度締め時点での数値。

8. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容器制度を円滑に推進するため、主務 5 省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年 4 回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4 素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流促進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内外での人の移動が制限され激減したことなどから海外諸国から寄せられる日本の容器包装リサイクル制度とその運用に関する説明会や意見交換会の開催依頼はほぼなくなり、オンライン以外の海外関係機関との交流機会はなかった。

9. 事務局における計画的、継続的な人材育成とICT活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得を図るべく、全役職員を対象とした研修と勉強会、役職別の研修を計画的に実施した。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極的対応

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。

具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする書類や諸手続きの見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの拡充等を行った。なお、同センターによる令和2年度の個別対応は、緊急事態宣言下においてはWEB問合せのみで行ったために、その件数は、特定事業者関係3,341件(前年度4,615件)、商工会議所・商工会関係107件(同202件)、その他266件(同585件)、計3,714件(同5,402件)であった。

(3) ICT(情報通信技術)活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続きICTの活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組んだ。具体的には、ポータブルPC端末のさらなる活用の促進、電子黒板を活用した内部会議のペーパーレス化の徹底を行ったほか、在宅勤務に対応した情報通信環境のさらなる整備、徹底を行った。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された以降は、在宅勤務に対応したシステムのリモート運用の整備と事務局員の利用促進を図った。

10. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

業務の厳格・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じ、従前にも増してガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。

特に、令和2年10～12月には第3回臨時監査（内部監査）を行い、全事業部が行っている再商品化事業者への再商品化委託料の支払い業務につき、手順書に基づいた適正な手続き等がなされているかを監査し、その適正な業務状況を確認した。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：令和2年6月9日（火）14時00分～15時30分

○場 所：協会大会議室 及びWEB会議（オンライン）

○理事出席：20名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。このため、当日の議長については、高松理事・事務局長より出席者に諮り、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、代表理事である小山専務理事が代行した。また、会場及びWEB上の理事の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 令和元年度事業報告（案）について

② 令和元年度財務諸表（案）について

③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長代行の指示により、資料に基づき、①については先ず、小山専務理事より令和元年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和元年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、③について志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

④ 評議員会への提案事項について

(イ) 理事の交代（案）について

議長代行の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中または満了での理事の交代（案）について下記のとおり説明し、議長代行より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、6月29日開催の令和2年度定時評議員会（以下、「定時評議員会」）に提案することとなった。

就 任	退 任
加藤 英仁	岸村 小太郎
西山 純生	小山 博敬

また、次のとおり質問があり、当協会小山専務理事から説明があった。

【川村理事（紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

専務理事の選任については、農水省と経産省の所管業界の中から多額の再商品化費用を支払っている企業の方が選定される内規があるようなことを過去に伺ったことがあるが、今回の候補者もそうした内規に基づいて選ばれたものか。

【小山専務理事】

そのような内規は無い。主務省のアドバイスもいただきつつ、特定事業者の関係する団体から企業に打診するという方法をとっている。いただいている再商品化費用の多

寡が選定の基準になっているということはない。

(ロ) 評議員の交代（案）について

議長代行の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長代行より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。なお、下記の方々以外にも、評議員会開催までに各団体の人事異動などで交代となる方がおられる可能性についても説明があった。

就 任	退 任
緒方 宏俊	小野 隆弘
曾根 則人	織田 哲雄
小林 紀久子	風間 志信
清原 隆生	岩崎 哲也
谷 健太郎	長野 光憲
安田 洋子	山崎 茂樹
坂口 光一	岡田 臣弘
岩田 淳	伊藤 直樹

- ⑤ 令和2年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について
議長代行の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、議長代行より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

- ① 普及啓発・リスク管理に係る令和元年度報告（令和2年度落札結果を含む）等について

議長代行の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、（イ）協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート等の「普及啓発活動」及び、（ロ）危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報等、（ハ）令和元年度「リスク管理」並びに、（ニ）各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況等、（ホ）令和2年度「落札結果」について報告した。

- ② 令和元年度素材別再商品化実績等について

議長代行の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和元年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

- ③ 令和元年度発火トラブル報告及び令和2年度対応（プラスチック）について

議長代行の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和元年度件数を報告した。加えて充電式電池混入防止に向けた令和2年度の普及啓発対応計画、及び新たに市町村中間処理施設におけるリチウムイオン電池除去技術の調査と同調査で得られる効果的な除去方法を全国市町村

に情報発信する計画について報告した。

最後に、次のとおり質問があり、各担当理事から説明があった。

【田中理事（ガラスびん3R促進協議会 事務局長）】

再商品化実施スケジュールについて、昨年度は産構審の開催が大幅に遅れ、協会の事業及び特定事業者の作業に支障があった。本日は経産省の方もいらっしゃるもので、是非とも、本年度開催が遅れることの無いようにお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染の影響により家庭内消費が増えており、市町村からの引き取りに影響が出ていると推察している。兆候があればご紹介いただきたい。協会の事業に影響がある場合には、適宜、情報共有並びに対応をしていただきたい。

【前川理事・PETボトル事業部長】

PETボトルの市町村からの引き取りは、4月は6.5ポイント増えているが、5月、6月は更に増えるだろうと予測している。反面、再商品化製品販売は動脈が低迷していることに加え、原油価格の下落により、バージンレジン価格も下がっており厳しい状況である。

【雨宮理事・ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長】

ガラスびんについては、一番の問題は緊急事態宣言で飲食店関係が止まってしまっていることである。びん商品の販売減により、再商品化製品であるカレットを作っても、びんメーカーの生産調整により納められない状況にある。一方で家庭内消費は増えており、市町村からの引き取りは増えるのではないかと聞いている。販売は抑えられ、引き取りが増えるので、在庫が増えることになる。再商品化事業者、市町村いずれにも問題が出てくると思われるので、5月の実績を整理し、情報を収集したうえで、対応案を考えていきたい。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

プラスチックの引取量は4月の実績で約5万7千トン。昨年の月平均が約5万5千トンなので、上回っている。特に人口の多い東京、神奈川、埼玉で排出量が増えており、落札事業者は引き取りの配車が間に合わないほどである。また、PETと同様に原油価格が下落傾向にあり、バージン原料との価格差が生じにくくなっているため、再商品化製品に値下げ圧力が働いており、先行きは明るくない状況である。

【栗原常務理事】

主務省には、昨年のような産構審の遅れが無いように要請しているが、審議の前提となる約3万6千社の事業者への容器包装利用製造実態調査が、このコロナ禍で例年通り進むか、今は何とも言えないと聞いている。この点をご留意いただきたい。

【田中理事（ガラスびん3R促進協議会 事務局長）】

もし、産構審の遅れがあるようであれば、前倒しで情報をいただきたい。

(2) 定時評議員会

○日 時：令和2年6月29日（月） 15時00分～16時30分

○場 所：AP虎ノ門 会議室A 及びWEB（オンライン）

○評議員出席：32名

○議 事：

本評議員会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。会場及びWEB上の評議員の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 理事の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中または満了での理事の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
加藤 英仁	岸村 小太郎
土本 一郎	井田 久雄
西山 純生	小山 博敬

② 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
緒方 宏俊	小野 隆弘
曾根 則人	織田 哲雄
小林 紀久子	風間 志信
清原 隆生	岩崎 哲也
谷 健太郎	長野 光憲
安田 洋子	山崎 茂樹
坂口 光一	岡田 臣弘
岩田 淳	伊藤 直樹
阿部 勲	中峯 准一

<報告事項>

① 令和元年度事業報告について

② 令和元年度財務諸表について

議長の指示により、6月9日開催の当協会令和2年度第1回定時理事会で承認された①「令和元年度事業報告」および②「令和元年度財務諸表」について、一括して報告した。①についてはまず、小山専務理事より令和元年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和元年度事業報告の概要について説明した。また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行った。

説明後に次のとおり質問があり、各業務執行理事から当協会の考え方等について説明があった。

【大塚評議員 早稲田大学大学院 法務研究科】

質問が3点ある。1点目は、PETボトルに関して有償と逆有償の二極化が進んでいるという話があったが、どのようなケースが有償になり、どのようなケースが逆有償になるのか。2点目は、新型コロナウイルスの関係で、容器包装リサイクル制度にどのような影響が今後予想されるか、対策も含めて考えていることがあれば教えてほしい。3点目は、合理化拠出金が総額で100万円となり、今後0になっていくと思われる。この制度は自治体に綺麗な容器包装廃棄物を引き渡していただくという点で効果があると思うが、拠出金が無くなることについては、どのように考えられているか。

【前川理事・PETボトル事業部長】

PETボトルの有償分については、再生処理事業者が高度なリサイクルに適していると判断した材料と考えられる。「品質が良い」「分別がきちんと行われている」「混合回収されずに単品収集されている」ものが、高値の有償となっている。逆有償分はその逆で、高度なリサイクルが難しい、異物の多いもので、原因は、混合回収などである。

【栗原常務理事】

コロナの影響について、社会全体ではサプライ・デマンドの両サイドに影響が出ており、容器包装リサイクルでもデマンドサイドの影響が強いと思われる。家庭から排出されるごみの増加量は7～8%程度におさまっているが、リサイクル製品の需要については、PETボトルであれば、長繊維・短繊維など衣類に加工されるもの、シートになるものなどがあり、これらの需要減の影響が大きいと思われる。まだ4月までのデータしかなく、5～6月の数字を見ないと分からないことも多いが、最終商品の販売先が無いと再商品化製品や加工中のもの等が在庫として積み上がることが予想される。これらの対応が今後問題になると考えられる。デマンドは経済が急速に回復すれば改善されるが、どの程度早く回復するかということだと思う。

【堀田理事・企画広報部長】

合理化拠出金については、過去3年の実績から想定単価を決め、次の3年間は固定の想定単価に基づいた想定額に比べて、「現に要した費用」が上回っているか下回っているか、その差額に基づいて拠出される。従って、合理化が進むと想定単価が下がるので、「現に要した費用」との差が小さくなっていき、令和元年度は紙のみで100万円という結果になった。但し、令和元年度までの想定単価に比べ、令和2年度からは新たな想定単価が適用されるため、その数字を確認しないと、今後については申しあげられない。

【大塚評議員 早稲田大学大学院 法務研究科】

コロナの影響でシートの需要減少とは、一般的な需要の減少ということで良いか。

【栗原常務理事】

品目によって濃淡があると思う。食品用は増えているが、その他の用途は減っていると考えられる。市町村から排出されるPETボトルは、在宅勤務の影響で増えていると想像されるが、自動販売機など産業・事業系廃棄物の減少がそれよりも大きかったとも聞いている。また、家庭消費のPETボトル飲料は、500mlではなく2Lが多いとい

う変化もあったようだ。

③ 普及啓発・リスク管理に係る令和元年度報告（令和２年度落札結果を含む）等について

議長代行の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、（イ）協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート等の「普及啓発活動」及び、（ロ）危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報等、（ハ）令和元年度「リスク管理」並びに、（ニ）各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況等、（ホ）令和２年度「落札結果」について報告した。

④ 令和元年度素材別再商品化実績等について

議長代行の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和元年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

【桂川評議員 全国市長会】

今、引取実績量と再商品化製品販売量の報告を受けたが、それぞれの素材について、その差分である再生出来なかったものは、どのような処理になっているのか伺いたい。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

プラスチックの材料リサイクルについては、約半分が残渣となる。そのうちの約４割強がセメントの材料などに回る。高炉還元、コークス炉などケミカルリサイクルにおいては、ほぼ自家消費で済むので、残渣は殆ど発生しない。

【前川理事・PETボトル事業部長】

PETボトルの場合、キャップやラベルが残渣のメインであり、現状では、キャップは有償で売れるが、ラベルは料金を支払い外部処理する必要がある。行き先は、キャップは材料リサイクル、ラベルはRPFである。それ以外の残渣である缶やガラスは有償の場合もあるが、汚泥などは処理に料金を支払う状況である。

【雨宮理事・ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長】

紙の場合は、最終的にはRPFを含めた燃料等を含めて処理されているので、残渣は出ていない。ガラスびんについては、アルミのキャップ等が２～３％出てくる。これについては産業廃棄物として処理する。

【桂川評議員 全国市長会】

残渣については、明確に処理をしたという実績があつてしかりだと思う。

もう１点、企業から製品として出荷された量と、回収量の差は調べているのか。

【前川理事・PETボトル事業部長】

PETボトルについて、当協会で行っているのは当協会に申し込む市町村分であるため、全体の３分の１程度と認識している。トータルの数量については業界団体で取りまとめているので、そちらを参考にしている。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

プラスチックについて、市町村による収集量は約 120 万トン程度であるが、市町村での中間処理の段階で、そのうちの約半分が残渣としてはじかれている。

【雨宮理事・ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長】

紙について、市民からの排出が約 80 万トン程度と言われているが、その中で紙製容器として振り分けられているものが約 12 万トンである。当協会はそのうちの約 2 万トンを引き取り、約 10 万トンは市町村により独自処理されている。ガラスについて、事業系ルートが 50%超と多い。当協会へ引き渡される数字はきちんと把握しているが、事業系については分からない。

⑤ 令和元年度発火トラブル報告及び令和2年度対応（プラスチック）について

議長代行の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和元年度件数を報告した。加えて、令和2年度における、充電式電池混入防止に向けた普及啓発対応、市町村中間処理施設におけるリチウムイオン電池除去技術の調査、同調査に基づく効果的な除去方法の全国市町村への周知などの計画について報告した。

2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会

(1) 第1回臨時理事会

○日 時：令和2年6月29日（月）16時45分～17時00分

○場 所：A P虎ノ門 会議室C 及びWEB（オンライン）

○理事出席：18名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。会場及びWEB上の理事の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 代表理事・専務理事の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から代表理事・専務理事の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、西山 純生氏が理事全員の賛成により異議なく、代表理事・専務理事に選任された。

(2) 第2回臨時理事会

○日 時：令和2年10月23日（金）15時00分～16時00分

○場 所：協会大会議室 または WEB会議（オンライン）

○理事出席：18名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。会場及びWEB上の理事の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和3年度再商品化実施委託単価（案）及び令和2年度抛出委託単価（案）について
議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

<報告事項>

- ① 令和2年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について
議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、（イ）令和2年度下期PETボトル落札結果、（ロ）令和2年度引き取り・再商品化製品販売状況、（ハ）新型コロナウイルスの影響、（ニ）不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化について報告があった。加えて、石川理事・プラスチック容器事業部長から、プラスチック製容器包装処理能力に関する調査結果に基づく同処理余力の逼迫の状況および榊中村環境（福島県相馬市の再商品化事業者）の残渣処理問題への対応状況等につき報告がなされた。

説明後に次のとおり質疑応答があった。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

資料3に、下期に予定されていた特定事業者向け説明会の開催を見送ったとあるが、これはいつも年度末に開催している会のことか。

コロナの影響もあるが、昨今のプラスチックを取り巻く状況、残渣の話や再商品化能力に余力がなくなったこと等、来年度何が起こるか分からないという感じがある。場合によっては特定事業者に様々な要請が来るのであろう。そういった意味で何らかの形で特定事業者へ状況説明する場を考えていただきたい。

【栗原常務理事】

仰られた会は、3月に開催している再商品化見通し等報告会のことだと思うが、特定事業者向け説明会というのは、全国で二十数カ所、各地を周り、未だ申し込んでいない特定事業者の掘り起こしや実際の申込手続き等について説明する会のことである。再商品化見通し等報告会については、別途考えさせていただきたい。

また、ここでは単に開催を見送ったと書いてあるが、説明会で説明すべき資料等については、ホームページに掲載するなどし、ご案内している。？

- ② 次回理事会（第2回定時理事会）等の開催スケジュールについて

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、次回理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

説明後に次のとおり質疑応答があった。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

議題の中身についてお願いがある。臨時評議員会の議事（1）に令和3年度事業計画（案）について、とあるが、プラスチックについては現在、資源循環戦略の具体的な議論が進んでおり、その中で示されている様々な新しい施策は、実態が分からず、実績データもない状態であり、特定事業者の不安感が強くなってきている。場合によっては負担が増えるのではないかという危惧も強くなっている。

国にもお願いしているが、新しい施策に関して予め検証や実証が必要ではないか。ついでには、協会の事業として我々も協力をし、また国とも連携することになるかもしれない。

いが、是非、適切な施策が行われるための実証や検証を来年度の計画に入れていただきたい。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

事業計画について、プラ資源循環戦略に関する新たな施策に係る協会の実務や業務については定款変更等が必要になると思うが、事業委員会、総務企画委員会、理事会、評議員会と手続を踏んで進めていただきたい。管理費等についても、製品プラが含まれると変わると思われる。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

ガラスびん事業委員会と総務企画委員会でも申しあげたが、次年度の事業計画について、現在、資源循環戦略の合同会議が進められているが、製品プラの一括回収一括選別については、法律および定款の変更なくして進めるのは如何なものか。是非とも事業計画においても考慮を願いたい。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

誤解のないように申しあげると、(検証・実証の話は) 理事会の議題の中でというよりはプラスチック事業部の主体的な取り組みというつもりではある。ただ容リ協会の仕事になるので申しあげた。テーマとしてはプラスチック容器に関わる話として申しあげた。

【栗原常務理事】

我々は容リ法に基づく指定法人であるため、各理事のご意見を踏まえて、適正かつ適切に対応していきたいと思っている。国の検討の進捗状況にもよると思うが、どのようなスケジュールとスピード感でやっていくのか、あるいは、どの程度、我々が大手を振って対応できるのかという問題もあるが、適切に対応したいと考えている。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

(1) 第2回定時理事会

○日 時：令和2年12月2日(水) 10時30分～12時00分

○場 所：協会大会議室 及びWEB会議(オンライン)

○理事出席：19名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。会場及びWEB上の理事の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

①評議員会への提案事項

(ア) 令和3年度事業計画(案)について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和3年度の再商品化の量・金額の計画・予算(案)についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和3年度事業計画(案)の概要について説明した。

(イ) 令和3年度収支予算(案)について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和3年度収支予算(案)に関して説明し、事業計画(案)と収支予算(案)の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

また、令和3年度事業計画(案)については、次のとおり意見があり、当協会栗原常務理事から当協会の考え方と今後の対応について説明があった。

【田中 希幸 理事(ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長)】

令和3年度の事業計画案及び収支予算案については、事業委員会並びに総務企画委員会で事前にご説明をいただき、その際に要望、意見等を申し上げている。プラスチック資源循環戦略の合同会議の動向については、冒頭にご説明があったが、現行の容リ法ならびに容リ協の定款に従った形で活動計画ならびに予算案を立案すべきだということがおおまかな趣旨である。プラスチック資源循環、なかんずく製品プラの容リルートを活用した再商品化について、方向性は確かに案として示されているところではあるが、現状、容リ法の改正案といったような具体的な施策では動いていない。当然のことながら、法改正がないので当協会の定款変更についても検討されていないと認識している。従って、事業委員会でも要望として申しあげたが、当然のことながら影響を受けるであろうという予測の下に検討することは結構だが、具体的な対応等については法令ならびに定款の変更が無い中で着手するのは如何なものかということで活動計画について、その部分の修文を要望したところである。今回ご説明頂いたところによると概要、文章、予算案について修正等が無かったので、それに至る経緯ならびにご説明をお願いしたい。

【川村 節也 理事(紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事)】

重なる部分もあるが、定款、規約、内規等を含めて必要なものがあれば修正をしていただきたいこと。また、予算についても説明の中で容リプラと製品プラを含めて、要するに容リ以外の費用についてはどの位の金額が含まれているのか、その辺が明示されていないので想定の内訳等の説明も含めてお願いしたい。今後、評議員会等で議論する際にそれについての討議になるかと思うので説明をお願いしたい。

【栗原常務理事】

ご指摘のとおり、もし容リ協会がプラスチック製品を含むリサイクルを行うということになれば、当然定款変更が必要であり、定款に則って事業を行っていくことになるが、令和3年度計画案については、定款変更した後のことまで想定し書いているわけではない。主務省では法律の改正を考えていると聞いており、何らかの法律ができそれを根拠として定款が変更され、変更された定款に則って新しい事業を行っていくというのが道筋になろうかと思う。実際には、定款変更後の事業については令和3年度の期間ではできないと考えている。そもそも法改正にどのくらい時間がかかるのか、その次に施行令、施行規則があるであろうし、定款変更をする場合に内閣府に認定申請をしなければならない等、いろいろな手続きがある。実際の運用を考えればシステム設計や運用規則なども変えなければならないため、相当な時間がかかると想定している。

後段については、我々としてもどれくらいのスキーム変更が生じ、それが現行制度にどのような影響を及ぼし、何をどれだけ直さなければならないのか、未だ全体のスキームが解らないため数字的なものは全く見えていないのが正直なところである。何

にいくらかかるかということも当然示せる段階ではない。ただ、黙って見ているとこの制度がどのようなものになるのか解らず、少なくとも今の容器包装リサイクルの制度が着実に遂行される仕組みとしていくことは担保しなければならない。また今、特定事業者の皆様から頂いている資金については、容器包装以外の部分に使われることがあってはならないというスタンスで対応していかなければならない。そういった意味で検討には早い段階から加わっていかないと、今の制度が毀損するようなことになりかねないという危惧があるため、検討には参加していこうということである。

【田中 希幸 理事（ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長）】

検討は構わないと以前から申しあげている。問題はその結果、年度中に具体的な対応が発生した場合どうなのかということである。今ご説明があったように、当協会は基本的には容リ法の指定法人であり公益財団法人でもある。その範囲内でしか業務は遂行できないと認識している。そういった意味では期中の具体的な対応については、ある意味不可能に近いのではないかと。その中で予算案に製品プラを加えた場合のシステム変更について計上されているとの説明があったが、そこまでする必要があるのかと思っている。また、製品プラのシステム変更に係る費用を当協会が負担することの是非もあるかと思う。当協会は容リ法に定めるところの特定容器包装の再商品化に係る事業を行っているのだから、それ以外に係る費用を当協会が負担することは違和感があるし、そもそも定款に反するのではないかと。

【栗原常務理事】

確かにご指摘のとおり今の定款の中で、プラスチック製品をリサイクルするためのシステム変更を協会が行うことは妥当ではなく、令和3年度に想定しているお金は一括リサイクルを行うとした場合に、如何に容器包装の部分をうまく統合するかという点に係る費用があり得るかもしれない。また、これらについて誰が負担するのか今は白紙であるし、協会の負担すべきものではない部分については、国との協議になってくると思う。まだ具体的なスキームが固まっていないので、何とも言えないというのが正直なところである。

【久保 直紀 理事（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

今のご指摘については、我々の聞いている範囲で水面下の話である。栗原常務のご指摘のとおり、現行の仕組みの事業計画の中では、単語としては製品プラという言葉はあるが、事業計画や予算にこれが具体的に反映しているとは思えない。何故かというスキームも内容も明示されていないし、スケジュールも出ていない。法改正という話も、そうだろうと言う話で、具体的にどんな法律かも明示されていない。従って、具体性がない話が事業計画に盛り込まれているとは思えない。ご懸念の点はよく解るので、そのような事態が起こった時は見直すべきではあるが、現時点での事業計画や予算は現状のままの容リ協のスキームの中で行われると理解している。また、先のスケジュールがはっきりしない中で、注意事項として事態が起きた時にきちんと留意してほしいということであれば理解はできるが、頂いている事業計画や予算案にはこの点は含まれていないと私は理解している。ただ、頭の中にはあるということであろうから、これはこれで承認させていただきたいと私は思っている。

【栗原常務理事】

我々としても皆様のご意見を反映できるようにしていきたいと考えている。皆様から聞いた声はちゃんと伝えていく。

【田中 希幸 理事（ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長）】

高松理事の説明の中で予算の中に製品プラの一体再商品化に係るシステム変更の費用を見込んでいるという説明があったと思う。そうであれば、具体的な対応に関する予算建てをしているというように認識するのが通常ではないか。

【高松理事・事務局長】

今の点については2点補足させていただく。まず1つは実際にシステムを変更するにあたって、それ以前に何がどう必要なのか。今のシステムにどのような影響があるのか調査研究をしなければならず、費用は当然発生する。来年度の予算についてはそういった部分を見込んでいる。もう1つは、最終的なコストの負担は協会かどうかということはまだはっきりしていないという点である。あくまで一時的に払わなければならないものは協会が払うが、今後国との議論の中で、誰が負担するのかという点を明確にしたうえで、国が負担していただくということであれば国からお金をいただくことになり、この部分は相殺されることになる。

【川村 節也 理事（紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

不透明な状況の中での内容となるので、誰が支払うかは別として、容リ協が支払うべき内容以外について支払う場合には、臨時の理事会を開く等、予算の執行に伴う手続等をきちんと踏んでいただきたい。不適當なものを支払ってしまったがそれについて補填されないということになっては困る。予算案として承認するにしても定款あるいは規約に対応した以外の支払いをする場合には、きちんとした議論が必要ではないかと思う。

【秋野 卓也 理事（PETボトルリサイクル推進協議会 専務理事）】

プラ資源循環戦略の方向性について示されており、容リ協でその点について検討していくことに異論はない。ただ、今後具体的に検討した内容について適宜特定事業者に情報開示する等の説明がなされる場を設けていただきたい。知らない間に進んでいたということがないようにお願いしたい。

【久保 直紀 理事（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

この点については、特定事業者は大変関心を持っている。言える言えないの範囲はあると思うが、情報共有を密にいただき議論させていただく場を設けていただきたい。国が進めることなので、なかなかアップデートの情報は来ないかもしれないが、是非お願いしたい。

また、私が言うことではないかもしれないが、我々としては直接当事者であるという認識で国とも情報交換をしている。一番の懸念は製品プラの費用を誰が持つかという点だと思う。製品プラは特定事業者に費用負担させないというように漏れ聞いている。何度もその点については聞いているので、その点のご懸念はないのではないかというのが私の印象である。

【本多理事長】

色々と議論をしていただいたが、皆様、事務局共に考え方について齟齬はないと思う。このような重大なことに關しては、どうあるべきかについて議論をしていくべきであるというのは皆様共通の意見である。ただ、確定していない部分に対して、具体的に

どのくらい費用が掛かるのか、どこが負担するのかははっきりしていない時点で予算に入れるのはどうなのかというご意見がある。それも確かにそうだと思う。これから議論を重ねていき、それがどのような形になっているのか、また、期中に一時的にでも費用が発生するのであれば、それに関しては皆さんと情報を共有した中で進めていくべきだと考える。適宜皆様と情報共有をしていくということを前提に本件はこの形で進めさせていただきたい。

【荒井 恒一 理事（日本商工会議所 理事）】

プラ資源循環戦略については、皆様非常に心配していると思う。秋野理事も仰っていたように是非情報共有をしていただきたい。処理能力の問題等いろいろ心配な点があるのでシミュレーションみたいなことが出来たら良いと思う。

【田中 希幸 理事（ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長）】

事業計画・予算についてはこのままで良いと思うが、それぞれの意見をお聞きいただきご対応いただきたい。特に費用の問題については、少なくとも当協会のスタンスとしては、容り法に基づく特定容器包装の再商品化については当協会が負担するがそれ以外に関しては当協会が負担する筋合いのものではないと思うので、国との協議の際にきちんと主張していただきたい。不透明な点もあるため、逐次状況が変わり、別途対応が必要な場合には情報共有をしていただきたい。

（ウ）評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
岩鍛冶 淳	諸橋 鉄男

② 令和2年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和2年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和2年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

② 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機器の混入防止、令和2年度引取・再商品化製品販売状況、令和3年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化等について報告があった。

(2) 臨時評議員会

○日 時：令和2年12月14日（月） 13時30分～15時00分

○場 所：AP虎ノ門 会議室A 及びWEB（オンライン）

○評議員出席：39名

○議 事：

本評議員会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議室およびオンラインの併用により開催した。会場及びWEB上の評議員の出席と意見表明可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

①令和3年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和3年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和3年度事業計画（案）の概要について説明した。

説明後に議長より出席者に質問は無いか問いかけたところ、次のとおり質問があり、西山専務理事および堀田理事・企画広報部長から当協会の考え方について説明があった。

【桂川評議員（全国市長会 環境対策特別委員会副委員長）】

資料1-①の図に市町村への資金の拠出（合理化拠出金）があるが、前年度は拠出があったが令和3年度は無いことのご説明をお願いしたい。

【堀田理事・企画広報部長】

後ほど報告事項（1）で令和2年度拠出委託単価についてご説明するが、令和2年度はご案内のとおり、市町村から排出される見込量が増える傾向にあり、想定される額に比べ現に要した費用が多く見込まれることから、拠出金は出ないと見込んでいる。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

プラスチック資源循環について、政府から検討協力要請があったという話だが、パブリックコメントの中身を見ると、今の容リ制度の色々な仕組みと上手く調和してやっていけるのか、素朴に疑問に感じている部分がある。特に我々特定事業者の立場からすると、製品を一括回収し、それによって量が増えると容リ協の管理経費等が増えるということになると思うが、その辺の費用負担がどうなるのかということが直接的な利害関係になると思う。それ以外にも今のリサイクルの仕組みと馴染まないのではないかなという気がしている。これから検討される中で、国と協議されるということであるが、実態を踏まえた議論となるように容リ協としても取り組んでいただきたい。

【西山専務理事】

私共もまだ詳細が分かっていない部分もあるが、一番に考えなければならないことは特定事業者の皆様にご負担が掛からないようにしていくということ。一方で容リの持続可能性の部分についても大事にしていきたいと思っている。ご指摘いただいた資金負担の件についても、私共もこれからどうなっていくのか一切見えていないので、この後国と協議を重ねていきたいと思っている。

以上の質疑応答の後、議長より令和3年度事業計画（案）について改めて出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

② 令和3年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和3年度収支予算（案）に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

③ 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

就 任	退 任
岩鍛治 淳	諸橋 鉄男
大山 誠一郎	内藤 明

<報告事項>

① 令和3年度再商品化実施委託単価及び令和2年度抛出委託単価について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、令和3年度再商品化実施委託単価及び令和2年度抛出委託単価について説明があり、令和2年度第2回臨時理事会にて承認された旨の報告をした。

② 令和2年度の素材別再商品化実績等（PETボトル下期落札結果含む）について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和2年度の再商品化の実績等（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

③ 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機器の混入防止、令和2年度引取・再商品化製品販売状況、令和3年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化等について報告があった。

4. 監事会

（1）第1回監事会

○日 時：令和2年5月25日（月）15時30分～16時30分

○場 所：当協会大会議室 及びWEB（オンライン）

○出席者：9名（監事2名、協会関係者等7名）

○議 事：

①令和元年度事業報告（案）について

- ・再商品化実績について
- ・事業報告の概要について
- ・令和元年度事業報告書（案）

②令和元年度決算報告（案）について

- ・収支計算書総括表について
- ・財務諸表（案）について

- ③令和元年度普及啓発・リスク管理（令和2年度落札結果含む）等について
- ④監査法人からの報告について
 - ・独立監査法人の監査報告書
 - ・監査実施報告書
 - ・理事者確認書
 - ・令和2年度監査計画書
- ⑤内部監査結果について
- ⑥その他

（2）第2回監事会

- 日 時：令和2年11月26日（木）16時30分～18時00分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：6名（監事2名、協会関係者4名）
- 議 事：
 - ①令和3年度の事業計画案について
 - ②令和3年度の収支予算案について
 - ③再商品化事業を取り巻く環境について
 - ④次年度の監査法人の選任について
 - ⑤その他

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、いずれの委員会もWEB（オンライン）による出席を可能とした。

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（Ⅳ 組織「3. 常設委員会委員」）に記載。任期は平成30年4月1日～令和2年3月31日まで。

（1）総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 2年6月5日(金) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 11名	① 令和元年度事業報告（案）について ② 令和元年度財務諸表（案）について ＜報告事項＞ ① 普及啓発・リスク管理に係る令和元年度報告（令和2年度落札結果含む）等について ② 令和元年度発火トラブル報告及び令和2年度対応（プラスチック）について ③ 令和2年度第1回定時理事会、定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について

第2回 2年10月22日(木) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 11名	① 令和3年度再商品化実施委託単価(案)及び令和2年度 抛出委託単価(案)について ② 令和3年度事業計画(案)について ③ 令和3年度収支予算(案)について ＜報告事項＞ ① 令和2年度協会上期事業活動報告(PETボトル下期落 札結果含む)について ② 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会 の開催について
----------------------------------	---------------------------------	---

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議 事
第1回 2年5月28日(木) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 15名	① 令和元年度ガラスびん事業部業務報告(案)について ② 令和元年度事業報告書(案)について ③ 令和元年度収支決算(案)について ④ 令和2年度ガラスびん事業部活動計画(案)について
第2回 2年10月19日(月) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 17名	① 令和3年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和2年度抛出委託単価(案)について ③ 令和3年度事業計画(案)について ④ 令和3年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和2年度ガラスびん事業部上期活動報告

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議 事
第1回 2年6月3日(水) 13時～14時30分	大会議室 及びWEB (オンライン) 17名	① 令和元年度PETボトル事業部業務報告(案)について ② 令和元年度事業報告(案)について ③ 令和元年度収支決算(案)について ④ 令和2年度PETボトル事業部活動計画(案)について ⑤ 令和2年度下期入札のスケジュール等
第2回 2年10月21日(水) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 18名	① 令和2年度PETボトル再商品化実施委託料収支見込 みについて ② 令和3年度PETボトル再商品化実施委託単価(案) について ③ 令和2年度PETボトル抛出委託単価(案)について ④ 令和3年度事業計画(案)について ⑤ 令和3年度PETボトル事業部収支予算書(案)につ いて ⑥ 令和2年度PETボトル事業部上期活動報告

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 2年6月3日(水) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 11名	① 令和元年度紙容器事業部業務報告(案)について ② 令和元年度事業報告(案)について ③ 令和元年度収支決算(案)について ④ 令和2年度紙容器事業部活動計画について
第2回 2年10月20日(火) 10時～11時30分	大会議室 及びWEB (オンライン) 11名	① 令和3年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和2年度抛出委託単価(案)について ③ 令和3年度事業計画(案)について ④ 令和3年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和2年度紙容器事業部上期活動報告

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 2年6月2日(火) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 14名	① 令和元年度プラスチック容器事業部業務報告(案)について ② 令和元年度事業報告書(案)について ③ 令和元年度収支決算(案)について ④ 令和2年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について
第2回 2年10月15日(木) 10時30分～12時	大会議室 及びWEB (オンライン) 15名	① 令和3年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和2年度抛出委託単価(案)について ③ 令和3年度事業計画(案)について ④ 令和3年度プラスチック容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和2年度プラスチック容器事業部上期活動報告

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB(オンライン)による出席を可能とした。

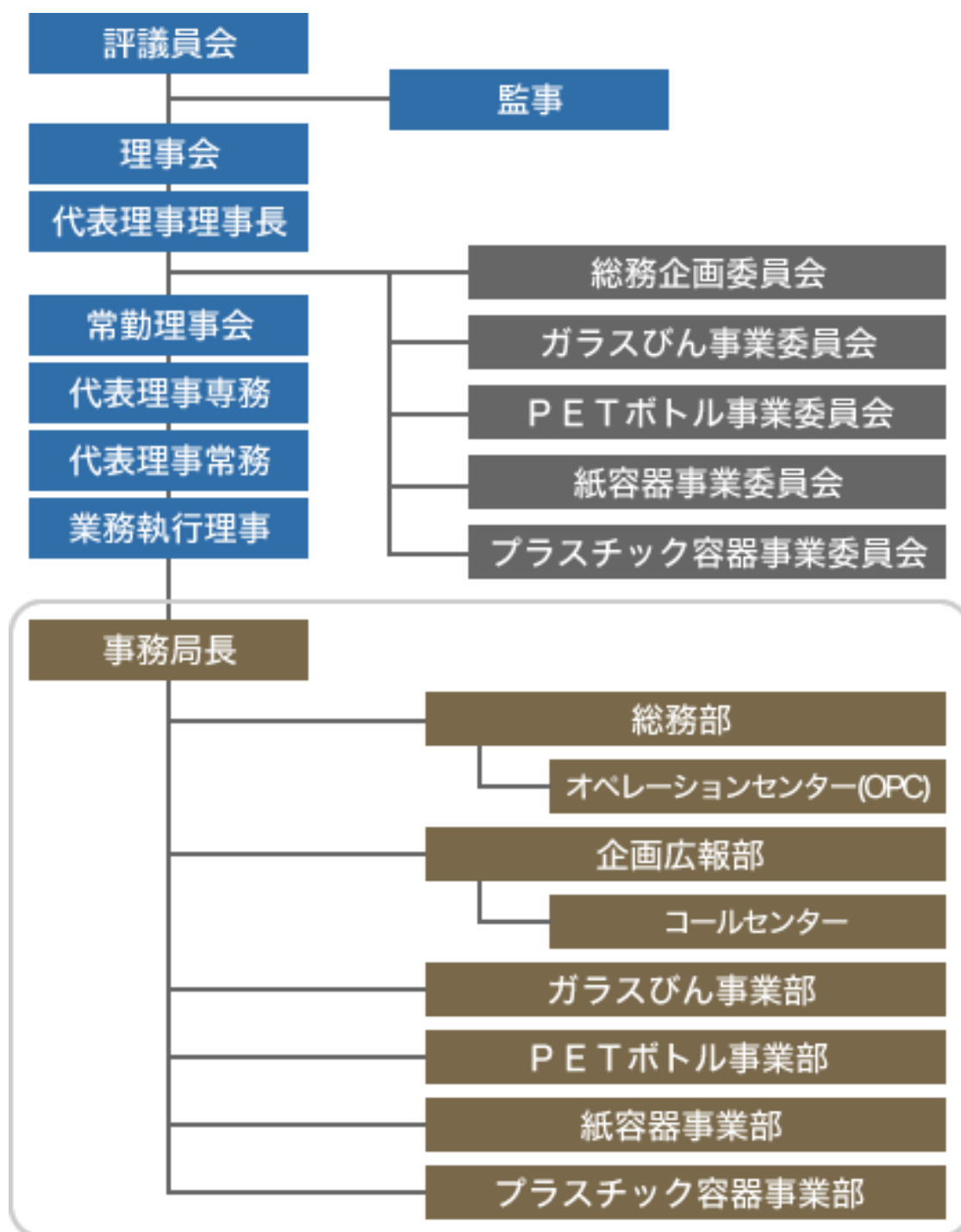
日時	場所・出席者数	議 事
3年3月3日(水) 14時30分 ～15時30分	AP虎ノ門 ルームA 及びWEB (オンライン) ・52名	① 令和2年度再商品化実績見通し(総括)について ② 令和2年度収支見通しについて ③ 令和3年度再商品化事業の落札結果について ④ リチウムイオン電池の発煙発火トラブル状況について

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	・令和元年度リスク対応年間まとめ 及び令和2年度リスク対応目標設定 ：2年5月11日（月） 14時～15時 ・第1四半期フォロー ：2年8月17日（月） 13時30分～14時30分 ・第2四半期フォロー ：2年11月2日（月） 14時～15時 ・第3四半期フォロー ：3年2月1日（月） 13時～14時	各回とも 大会議室 8名
プラスチック資源循環施策に関する説明会	「プラスチック資源循環施策について」 環境省 環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室 室長補佐 和田 直樹 氏 3年3月3日(水) 13時30分～15時30分	AP虎ノ門ルームA 及びWEB（オンライン） 当協会事業委員 52名 当協会役職員 18名

Ⅳ 組織（令和３年３月３１日現在）

１．組織図



<事務局> 35名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

（１）役員（第６期理事・第３期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	本多 正憲	東洋製罐株式会社	代表取締役社長
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	堀田 肇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
業務執行理事	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
理事	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
理事	荒井 恒一	日本商工会議所	理事
理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会	常務理事
理事	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	吉田 雅治	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	本間 通義	弁護士（本間合同法律事務所）	
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第 6 期理事の任期：令和元年度定時評議員会（6 月 27 日）終結時

～令和 3 年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 3 期監事の任期：平成 30 年 6 月 27 日～令和 4 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第3期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	副事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	企画運営委員
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
板垣 武志	ビール酒造組合	専務理事
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩鍛冶 淳	日本製菓団体連合会	調査役
岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	事務局長
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
緒方 宏俊	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
苧野 恭成	全国商工会連合会	事務局長
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
金丸 康夫	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小林 紀久子	日本生活協同組合連合会	社会・地域活動推進部長
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
西條 宏之	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
斉藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
坂口 光一	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	理事・事務局長
渋谷 浩	全国商店街振興組合連合会	専務理事
曾根 則人	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事

高崎 政則	日本スーパ協会	専務理事
高橋 篤	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
田辺 義貴	一般財団法人食品産業センター	専務理事
谷 健太郎	全国農業協同組合連合会	施設農住部資産管理課長
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
西尾 昇治	東京商工会議所	常務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
安田 洋子	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 51 名

※ 第3期評議員の任期：平成30年6月27日～令和4年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	湊元 良明	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	穴水 芳光	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	石塚 久継	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	小梶 聡	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	福本 ともみ	サントリーホールディングス株式会社	執行役員 コーポレートサステナビリティ推進本部長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	石塚 久継	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	小穴 秀隆	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 主査
委員	加藤 精一郎	石塚硝子株式会社	環境部環境グループリーダー
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	古池 準一	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	河野 清	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
委員	堤 健	日本耐酸壺工業株式会社	代表取締役社長
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	環境広報部環境課専門課長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	飛騨 俊秀	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	藤川 優	大塚製薬株式会社	業務管理部 部長
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	小穴 秀隆	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 主査
委員	岡部 容子	日本コカ・コーラ株式会社	広報・パブリックアフェアーズ& サステナビリティ本部 渉外部長
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	北岸 大樹	アサヒ飲料株式会社	コーポレートコミュニケーション部 CSV推進グループ リーダー
委員	古池 準一	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	近藤 恵善	株式会社吉野工業所	環境室 参与

委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET事業部 課長
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長
委員	新村 真仁	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部 環境推進室課長
委員	三田 和彦	北海製罐株式会社	事業統括部
委員	山中 誠	日本醤油協会	総務部長
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	穴水 芳光	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	稲留 弘師	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
委員	殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	GP推進部 部長
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	遠藤 雅人	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ 主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	長尾 茂	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	小梶 聡	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 和徳	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	内田 武彦	味の素株式会社	マニュファクチャリング戦略部 マネージャー
委員	奥野 隆史	花王株式会社	RC推進部長
委員	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事

委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	神保 肇	全日本菓子協会	常務理事
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	柳井 智	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部長
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室 リーダー
委員	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長